

21世紀の平和と国際法 —人間の安全保障のための世界秩序構築を目指して—

創価大学法学部 教授 中山 雅 司

1. はじめに

— 創立者池田大作先生の平和への信念と創価大学の理念 —

本日は、平和の島、濟州島で開催されたこのような記念の場で発表の機会を与えていただき、光栄に存じます。大変にありがとうございます。私は創価大学法学部の中山雅司と申します。私の専門は、国際法、国連研究、および平和学で、とくに平和の実現に法が果たす役割について関心をもってきました。そこで、本日は、「21世紀の平和と国際法 — 人間の安全保障のための世界秩序構築を目指して —」とのテーマでお話をさせていただきます。

本学の創立者池田大作先生は、創価大学の創立にあたり、「人類の平和を守るフォートレスたれ」との建学の理念を示して下さいました。創立者がなぜ平和運動に生涯を捧げてこられたのか。創立者はこのことについて、ヨーロッパ科学芸術アカデミー会長で心臓外科の権威でもあるフェリックス・ウンガー博士との対談のなかで明確に述べられています¹⁾。三点あります。一つはご自身の戦争体験です。第2次世界大戦で池田先生は長兄を喪い、空襲で家も失いました。その長兄の遺骨を抱きかかえ、身体を震わせて悲しむお母様の姿を見て、二度とこんな悲劇を繰り返してはならないと若き池田先生は決意されました。二つめは、師の精神の継承です。第2次大戦のさなか、生命尊厳の哲学である日蓮大聖人の仏法の精神のままに立ち上がったのが、創価学会の牧口常三

郎初代会長であり、池田先生の師匠である戸田城聖第二代会長です。軍国主義と戦った両会長は逮捕され、牧口会長は獄死しました。生きて出獄した戸田会長は、師匠・牧口会長の精神を継いで平和への闘争を開始されました。その師匠・戸田会長が叫んだ「この地上から悲慘の二字をなくしたい」との精神の継承のために行動することが人生のすべてであると池田先生は言われています。三つめは、仏法者としての社会的使命です。すなわち、苦悩する民衆を前にして、座して思索にふけるのではなく、「抜苦与楽」のために立ちあがっていく「同苦」と「行動」にこそ、大乘仏教の魂があると池田先生は述べられています。

ところで、池田先生が執筆された小説『人間革命』の冒頭は、「戦争ほど、残酷なものはない。戦争ほど悲惨なものはない」との一節で始まっています²⁾。そして、『新・人間革命』は、「平和ほど、尊きものはない。平和ほど、幸福なものはない。平和こそ、人類の進むべき、根本の第一歩であらねばならない。」との言葉で始まっています³⁾。つまり、「戦争」と「平和」をテーマに創価学会の歴史と師弟の精神を綴られたのが『人間革命』であり、『新・人間革命』であります。すなわち、池田先生の思想と行動はまさに平和な世界をどう築くかという一点にあるといってもよいと確信します。三代会長の悲願として「人類の平和を守るフォートレスたれ」との建学の理念を掲げて創立された創価大学の使命もその一点にあると思います。この平和な世界への願いは、私たち日韓の国民の願いだけでなく、世界の人々の願望であることは言うまでもありません。

2. 世界の現状と国際秩序における「法の支配」

20世紀は、2度の世界大戦、そして東西冷戦に象徴されるように、まさに「戦争と暴力の世紀」でした。しかし、21世紀は「平和と人権の世紀」にしなければならないとの願いとは裏腹に、現実の世界には、解決困難な課題が山積しています。国家間の対立や紛争のみならず、グローバル化の進展は、貧富の格差の拡大や地球環境問題、難民・移民問題、異文化間の衝突、排

外主義の台頭など、人類の生存を脅かすような地球的課題をもたらしています。しかし、このような紛争や対立は今に始まったことではありません。問題は、様々な課題を最終的に強制や軍事力によって解決しようとしてきたところにあります。領土と国民を守ることは国家の安全保障において重要な要素ではありますが、そのために軍備を増強し、結果として戦争を繰り返してきたともいえます。古代ローマの格言に「平和のためには戦争の準備をせよ」という言葉がありますが、平和のために戦争をするというまさに逆説の歴史が人類の歴史であったともいえます。この「戦争の文化」を「平和の文化」にいかにか転じていくかが、私たちに課せられた重要な課題であります。言い換えるならば、いかに平和を暴力によらない平和的手段によって築いていくかということです。なぜなら、人間の犠牲の上に成り立つ平和は真の平和とはいえないからです。その意味で私は、国際社会の平和秩序の構築と繁栄のために国際法の果たす役割は大きいと考えます。

そこで、国際法が国際社会のなかで占める位置と役割について、国際秩序というより広い視点からみてみたいと思います。国際秩序は一般に大きく3つの分野がそれぞれ機能しながら、交錯するなかで国際社会が方向づけられるシステムとしてみることができます。それは、第一に「安全保障・外交の秩序」であり、第二に「経済・金融の秩序」であり、第三に「価値や原則に基づく秩序」という3つの秩序です。これらを第2次大戦後の国際秩序にあてはめて考えれば、「安全保障・外交の秩序」としては、米英仏中露の戦勝5カ国が中心となる国連安全保障理事会やNPT体制、またNATOや日米安保条約など米国を中心とした軍事同盟、様々な地域機構があげられます。「経済・金融の秩序」としては、世界銀行やIMF、WTOなどの国際機関やユーロ圏やTPPなどの地域経済圏、自由貿易協定があげられます。これらの分野では、それぞれ軍事力および経済力が中心的なパワーとして機能しているといえます。これに対して、価値や原則に基づく秩序に該当するものが、主権の平等や内政不干渉、法の支配、人権や自由の尊重、武力行使の禁止などで、法や倫理を重視するソフトパワーが働く秩序といえます。これら3つの秩序は、「力の体系」、「利益の体系」、「価値の体系」からなる三層構造としてとらえることができ、

複雑に絡み合いながら国際秩序を形成しているといえます。昨年（2018年）、亡くなられた日本を代表する国際法学者の大沼保昭氏は、遺著の『国際法』において、「国際社会は、弱肉強食、駆け引きと暴力が跋扈する不条理の世界である」と表現し、そのなかで法の働く余地があるのか、あるとしたらどのように機能するのかと問いかけていますが⁴⁾、力の支配や力による現状の変更がとくに目につく昨今の国際関係のなかで、法の支配を広げていくことが一層求められていると考えます。

3. 国際法の発展と「平和」

かつて日本を代表する国際法学者であった田畑茂二郎先生は、国際法の目指すところは、法による平和の実現であると述べています⁵⁾。国際法の父と称されるフーゴ・グロティウスがヨーロッパにおけるキリスト教徒間の悲惨な30年戦争を目の当たりにして『戦争と平和の法』を著したのは1625年のことですが、そのタイトルが示すように国際法は「戦争と平和の法」ともいえます。その戦争を経て、1648年に開かれたウェストファリア講和会議を出発点として、主権国家が併存する現在の国際社会の原型ができあがります。その主権国家間の関係を規律する規範として誕生した国際法は、その後、国際社会の地理的範囲をヨーロッパから北中南米、そしてアジア、アフリカへと広げるとともに、科学技術の発展にあわせて規律の対象領域を海洋や宇宙などに広げながら発展を遂げてきました。しかし、19世紀までの近代国際法の時代は、「平和」は国家間の秩序の安定としてとらえられ、国際法はそのための国家相互の権限の調整をおもな役割としていました。その結果、国際社会としては、各国内の人権や正義には目をつぶってきたともいえます。

そのようななか、20世紀初頭に第1次世界大戦が起き、国際法は戦争の規制に大きく舵を切るとともに、第2次大戦時のナチス・ドイツによるユダヤ人のホロコーストを契機として、これまで国内問題とされてきた人権の国際的保障に乗り出すようになりました。そこにおける「平和」とは、紛争や戦争のない状態にとどまらず、人権や人道、非植民地化、地球環境の保護などの正義の実

現をも意味するようになりました。また、経済的、社会的分野での国際協力の行為規範としても国際法は重要な役割を果たすようになっていきました。そして、今や国際法は、紛争の解決や安全保障のような国家や国民全体の大問題だけでなく、グローバル化の進展にともなって、国民の日常生活にも深く入り込むようになりました。食材の購入やネット通信などをとっても、貿易や国際通信を規律する国際法なしには成り立ちません。さらに、2017年末時点で過去最高の6850万人に上った難民問題を考えるうえでの法的枠組みとしての難民条約や地球温暖化の防止に対するパリ協定など、人権や経済、環境、さらにサイバー攻撃やAI兵器への対応に至るまで、人々の共存と協力、地球的課題への取り組みに国際法は不可欠の存在となっています。

このような国際法の果たす機能について、ハーバード大学教授のジョセフ・ナイは、① predictability (予測可能性) と② legitimacy (正統性) の2つの機能をあげています⁶⁾。predictability とは、国際法が存在するおかげで対立や摩擦が武力紛争に発展することを防ぐ機能のことであり、legitimacy は、国際法を遵守することが国家の正統性を高めることにつながるという機能のことです。その意味で、国際法はソフトパワーのひとつともいえます。

4. 人権の主流化、人間の安全保障と国際法の課題

ところで、本年(2019年)は冷戦終結から30年の節目を迎えます。この30年、国際社会は大きく変化しました。冷戦の終結は、国家間の軍事的、イデオロギー対立の終焉を意味し、その結果、内戦、テロ、貧困、人権、難民、環境問題等々、さまざまな脅威の顕在化と多様化をもたらしました。同時に冷戦の終結は、機能麻痺に陥っていた国連安保理の活性化をもたらしました。しかし、その変化は国際法にも新たな対応を迫るようになりました。国連が構想した集団安全保障体制は、本来、侵略や国家間紛争、すなわち国家間の平和を前提としたものであるとともに、国連憲章に体现された現代国際法秩序は、国家の主権平等と国内管轄事項への不干渉原則を基本としていることから、冷戦後の紛争の大半を占める国内紛争や内戦の過程で発生した重大な非人道的行為

に対して、国際社会はどのように対処すべきであるかが問われるようになりました。このようななか、1999年、旧ユーゴのコソボへのNATOによる介入をきっかけにいわゆる「人道的介入 (Humanitarian Intervention)」をめぐる議論が巻き起こったことはよく知られるところです。さらに、介入という言葉につきまとう介入側の論理を緩和し、国家主権との衝突を避け、それを補完する概念として登場したのがいわゆる「保護する責任 (Responsibility to Protect)」です。これは、破綻国家など人権保護の第一次的責任者である国家がその責任を全うできない場合には、国際社会がその責任を果たすべく行動を起こさねばならないとする考え方で、2000年9月、カナダ政府による「介入と国家主権に関する国際委員会 (ICISS)」報告書で提唱されました⁷⁾。

こうした動きの底流には、近年の人権の主流化の流れがあるといえます。冷戦の終結は、経済や情報を中心とするグローバリゼーションの進展を加速させるとともに自由、民主主義、人権などの価値の普遍化をもたらしました。このような変化のなかで、国家主権に対する人権・人道の価値が相対的な高まりをみせ、「人権の主流化」という潮流をもたらしました。この潮流は、さらに地域紛争の頻発に伴う大量殺戮や民族浄化などの非人道的行為の発生という事態のなかで、戦争犯罪や人道犯罪の訴追・処罰という動きをもたらしました。旧ユーゴおよびルワンダの国際刑事法廷や国際刑事裁判所 (ICC) による訴追・処罰によって国家の免責と不処罰の歴史を乗り越えようとする試みは、ICCが国家主権との関係で補完性の原則には立つものの、法による正義の実現という点において国際法による大きな一歩といえます。さらに、このような脅威の多様化と「人権の主流化」の動きは、安全保障観にも変化をもたらしました。すなわち、国家の領土および人々を外敵から軍事力によって守ることがイコール国民の安全につながるという伝統的な国家の安全保障の考え方に異議を唱え、人間の視点からパラダイムの再構築を促す「人間の安全保障」の概念の登場です⁸⁾。しかし、人間の安全保障の登場は、これまで国際法が用いてきた人権という概念があるなかで人間の安全保障を唱える必要性は何なのか、人権と人間の安全保障の関係をどのように考えればよいのかという問いを国際法に対して投げかけました。その理由としては、「公対公」、「公対私」の関係で保障

される国際法上の権利に対し、冷戦後は内戦等、「私対私」の関係における諸問題が頻発するようになったこと、違法行為に対する事後救済を原則とする国際法上の救済の限界、人権保障を担うべき国家自身による人権侵害や国家の破綻という状況の現出などが考えられますが、様々な変化のなかで、国際法のあり方が問われているともいえます⁹⁾。

さらに、2015年には、2030年に向けて、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) が国連において採択されました¹⁰⁾。このSDGsが掲げる「誰一人取り残さない (No one will be left behind)」社会の実現という理念は、まさに人権と人間の安全保障が実現された社会のことでもあります。この理念は、軍事や政治や経済的競争を超えて人道を新たな指標として、文化、精神性、人格というソフトパワーによって国際社会のあらゆるアクターが切磋琢磨していくことを提唱した創価教育の父、牧口常三郎先生の「人道的競争」の思想と相通じるものでもあります。そして、このSDGsもまた、拘束的な国家間合意としての国際法に新たな視座と問いかけをもたらすものといえます。すなわち、第一に、SDGsは国家の任意に基づく条約などのハードな規範による強制や罰則を通じた実施ではなく、ボトムアップによる目標の設定と自発的实施というソフト・ローによる達成を目指すものであること、第二に、その目標の達成には国家だけでなく、国連、自治体、NGOや市民社会、企業、大学など、あらゆるステークホルダーがパートナーシップにより目標を達成しようとする点などです。

しかし、国際法も人権や環境、軍縮など各分野ごとに形成されたレジームにおける様々な実施措置を通じて条約の履行をはかってきたわけで、その有用性を何ら否定するものではありません。むしろ、政策概念としての人間の安全保障をより実効性のあるものとしていくうえで、国際法規範の果たす役割は大きいといえます。なぜならば、国家には規範を形成し実現する能力、権力、正当性があることから、具体的、包括的な安全保障のシステムを構築していくことが期待されるからです。しかし、創立者がデンバー大学教授で著名な国際法学者であるナンダ博士との対談で述べられた次の言葉は重要であると考えま

す。すなわち、「今後は“民衆の意思をさらに反映した、民衆の幸福のための国際法”の確立が急務といえましょう。そのためには、国際社会の合意形成に当たって、「国益」より「人類益」を、「国家主権」より「人類主権」を機軸とするシステムへと移行させていく—その根本的な発想転換を実現すべきです。」と¹¹⁾。この言葉は、国際法が国益の調整にとどまらず、人類益を反映した「世界法」へと発展すべきとの期待と方向性を示しているように思います。すなわち、国際法が国際社会における「法の支配」を通じて、人間の尊厳に立脚した平和秩序を構築することができるかどうか問われているということでもあります。

5. おわりに — 「平和の文化」と地球市民教育 —

その点で、池田先生が、今後の平和秩序の構築について、グローバル・ガバナンスの観点から述べられた次の言葉は示唆を与えます。「国家を超えた問題に対応する統治の在り方が、どうあるべきか。(中略)グローバル・ガバナンスを、公正で責任あるものにするためには、大まかに、いくつかのポイントがあります。一つは、グローバル・ガバナンスの要である国連の改革と強化です。次には、『法による支配』を一步一步、制度化して行くことです。その試金石として、私は国際刑事裁判所を軌道に乗せることが重要だと思っています。そして、何と云っても、ガバナンスを支える民衆の連帯です。」¹²⁾と。これらグローバル・ガバナンスにおいて大切となる「法の支配」、国連、そして民衆の3つは、とかく自国中心に陥りがちな国家の専横をどう緩和するかという観点からみれば、それぞれ「国家を縛る」、「国家をつなぐ」、「国家を動かす」要素に該当するともいえます。

そして、国連とNGOや市民社会など非国家アクターの役割は、国家による法の支配を広げるうえで一層重要なカギを握ると考えます。とくに、近年、顕著な動きは、国際規範の形成にNGOや市民社会が大きく関わるようになってきている点です。このことから、NGOがリードして成立した対人地雷禁止条約やクラスター爆弾禁止条約、ICC規程などを称して、「人間の安全保障条約」

と呼ぶ学者もいます。そして、2017年に採択された核兵器禁止条約はその最たるものといえるでしょう¹³⁾。その採択にヒバクシャや ICAN、そして ICAN とともに当初から協力関係を築き、条約採択に貢献した SGI などに代表される NGO や市民社会が多大な貢献をなしたことは、保有国による核抑止の論理を超えて、人道的観点から国際法を通じて核のない世界を築こうとする草の根の連帯の潮流として注目することができます。

そのためにもグローバルな視野をもって偏狭な国家主義・民族主義・差別主義と闘い、『人類の連帯』を非暴力と対話によって築いていける地球市民の輩出が一層求められていると考えます¹⁴⁾。そのカギは教育であり、教育交流を通じた「平和の文化」の構築ではないでしょうか。創立者池田先生の済州大学名誉博士号受章20周年の本年は、国連で「平和の文化に関する宣言と行動計画」¹⁵⁾が採択されてから20周年の節目の年にもあたります。日韓関係を含め、困難な課題を抱える時代であるからこそ、相互の信頼関係と共通言語としての国際法を基礎としながら、両大学と日韓の揺るぎない友情、そして世界の安定と平和をともに築いてまいりたいと思います。その決意を最後に申し述べ、報告とさせていただきます。ご清聴、ありがとうございます¹⁶⁾。

注

- 1) 池田大作／フェリックス・ウンガー『人間主義の旗を — 寛容・慈悲・対話 — 』（東洋哲学研究所、2007年）16-18頁。
- 2) 池田大作『人間革命』第1巻（聖教新聞社、1965年）3頁。
- 3) 池田大作『新・人間革命』第1巻（聖教新聞社、1998年）11頁。
- 4) 大沼保昭『国際法』（ちくま書房、2018年）15-16頁。
- 5) 田畑茂二郎「差別戦争観と無差別戦争観 — 法による平和をめざして — 」『講座平和学Ⅱ平和への思想』（早稲田大学出版会、1984年）137頁。
- 6) Joseph S. Nye Jr. and David A. Welch, *Understanding Global Conflict and Cooperation : An Introduction to Theory and History (9th ed.)*, (Pearson Education Limited 2013) p.209.
- 7) International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS), *The Responsibility to Protect, Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty* (Ottawa: International Development Research Center, 2001).
- 8) UNDP, *Human Development Report 1994*, Oxford University Press, 1994.
- 9) 山形英郎「国際法への挑戦：「人間の安全保障」」佐藤誠／安藤次男『人間の安全

保障』(東信堂、2004年) 38-42頁。

- 10) A/RES/70/1, 25 September 2015, *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*.
- 11) 池田大作 / ベッド・P・ナンダ『インドの精神 — 仏教とヒンズー教 — 』(東洋哲学研究所、2005年) 321頁。
- 12) 池田大作 / R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東 — 人間革命と地球革命 — 』(第三文明社、2005年)、156頁。
- 13) A/CONF.229/2017/8 (<http://undocs.org/A/CONF.229/2017/8>).
- 14) 池田大作 / R・D・ホフライトネル『前掲書』(注12) 123頁。また、コロンビア大学講演では、「地球市民」の要件として、一、生命の相関性を深く認識しゆく「智慧の人」、二、人種や民族や文化の“差異”を恐れたり、拒否するのではなく、尊重し、理解し、成長の糧としゆく「勇気の人」、三、身近に限らず、遠いところで苦しんでいる人々にも同苦し、連帯しゆく「慈悲の人」の3つを示されている(コロンビア大学講演「地球市民教育への一考察」1996年6月13日)。
- 15) A/RES/53/243, 6 October 1999, *Declaration and Programme of Action on a Culture of Peace*.
- 16) 本稿は、2019年5月14日に韓国済州大学で行われた、創価大学創立者池田大作先生の名誉文学博士号学位授与20周年を記念する済州大学と創価大学の共同学術シンポジウムでの発表をまとめたものである。